

平成 24 年 天草市農業委員会第 3 回総会議事録

平成 24 年 3 月 27 日天草市農業委員会総会が天草市民センター展示ホールに招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである（33 名）

1 番	鬼塚 猛清	君	2 番	滝下清三郎	君
3 番	川崎眞志男	君	4 番	坂上 眞守	君
5 番	梅本 秀幸	君	6 番	福本 富人	君
7 番	佐々木碩哉	君	8 番	稲田 秀敏	君
9 番	鶴田 雄士	君	10 番		君
11 番	松岡 健吾	君	12 番	-	
13 番	松本カツエ	君	14 番	山本 友保	君
15 番	森岡 一正	君	16 番	大塚 宏	
17 番	松川 兼光	君	18 番	倉田 喜一	君
19 番	川口 直	君	20 番	原田 康盛	君
21 番	山本 隆久	君	22 番	浦上 廣幸	君
23 番	平岡 秀樹	君	24 番	山田 昭則	君
25 番	川峯 正美	君	26 番	佐藤 駿二	君
27 番		君	28 番	川原 昭雄	君
29 番	前田 達也	君	30 番	小松 信男	君
31 番	江良 邦勝	君	32 番	落合 正實	君
33 番	宮崎 義一	君	34 番	椎場 次穂	君
35 番	松原 高弘	君	36 番	小堀田幸一	君
37 番		君	38 番		君

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（4 名）

10 番	元島 正則	君	27 番	池田 裕之	君
37 番	戸谷 泰典	君	38 番	森本 文隆	君

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（5 名）

事務局長	森内 健二	主 幹	中村 政一
主 任	吉田 直哉	主 任	松村 康平
主 査	寺澤 大介		

4、議事日程

開 会

日程第 1 議事録署名委員の指名について

日程第 2 議第 12 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

日程第 3 議第 13 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について

日程第 4 議第 14 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

日程第 5 議第 15 号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について

日程第 6 報告事項について

閉 会

開 議 午後2時00分

事務局（森内健二君） 皆さん、こんにちは。ただいまから平成24年第3回総会を開会致します。それでは初めに鬼塚会長からご挨拶をお願いします。

会長（鬼塚猛清君） 皆さん、こんにちは。桜の花も、山桜が咲き、ほころび未だ満開ではございませんけれど、温いところでは山桜が咲き始めたようでございます。また、ぬくなると皆さん方、農作業が本当に大変かなと思いますけれど、がんばっていただきたいと思っております。先程、局長から連絡がありましたけれど、松村主任が自分の故郷の方に異動されますし、倉岳の方から藤崎参事が異動してこられるということでございます。本当に松村主任には3年間ありがとうございましたけれど、農業委員会事務局の庶務係として一生懸命がばっていただきましたことに代表してお礼を申し上げたいと思います。本当にお世話になりました。今後は農業全般について、ご助言いただければ幸いです。よろしくお願い致します。また、滝下委員は熊本の方に入院されましたが今総会から出席されるようになりました。ということで今日は全員出席じゃなかろうかと思っておりましたけれど、4名の方が欠席でございます。

この前、県で会長の総会がございました。皆さん方の手元にも「皆さんの地域の人と農地の問題について考えてみませんか。」というパンフレットをお配りしております。これはこの前都市協議会の中で、県から来ていただいて人と農地のプランについては説明が一応ありましたけれど、平成24年から始まります。皆さん方、なしてこれかという思いであるかと思えますけれど、今地域を見ましたときに農業を営んでいる方の年齢が65、70、80歳というところがほとんどで、高齢化になってきているんじゃないかなと思います。後5年、10年した時に本当に今の農地を守り、耕作しきるかなということが懸念されます。そういうことで、今の状態で行くと熊本県におきましても10年後には21,000超え位の遊休地が出るのではなかろうかなと思います。いかにして耕作を継続するかということで、集積の問題が出てまいります。集積の問題も今までの集積は農道とか川とか色々な障害物があると集積になりませんでしたけれど、今後は農地が点在しても集積となります。また、このプランについては、集落と密に話してプランを立てなさいということでございますので農業委員の皆さん方、今後事業が進むにつれて集落での話合いの先頭に立って耕作放棄地をなくすためにもご協力いただきたいと思っております。そして、農業委員会としての県の申し上げ事項がございまして、あくまでも熊本農業バックアップ大作戦、これにのっかって今後も県は進めていくということでございます。人と農地の問題につきましては、農業振興課ですのか農業委員会ですのか判りませんが、担当部署が決まった後の総会の終わりに勉強会をしてみたいと考えておりますので、その時はよろしくお願

します。

事務局（森内健二君） ありがとうございます。今日は、4名の委員から欠席の届けが出ておりますが、過半数の委員の方がご出席でございますので、総会は成立しております。

それでは、会議規則により議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事の進行は会長にお願い致します。

議長（鬼塚猛清君） これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） それでは、28番川原昭雄委員、29番前田達也委員を指名致します。

議長（鬼塚猛清君） 日程第2、議第12号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より各申請案件について一括説明をお願い致します。その後、農業委員より説明をお願いします。

主任（松村康平君） ご覧いただく資料番号は、 です。1番について説明します。本渡町の譲受人は、本渡町の譲渡人より本渡町の田735㎡を売買により取得したいというものです。

資料 の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には稲作される計画です。以上です。

議長（鬼塚猛清君） それでは1番について担当委員より説明をお願いします。

35番（松原高弘君） 35番、松原です。1番について説明致します。譲受人は本渡で水稻を中心に農業を営まれております。この度経営規模拡大のため売買により水田を取得し、取得後は水稻を作付けされるということです。一生懸命農業をされております。特に問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願い致します。

議長（鬼塚猛清君） ただ今説明がありました1番の件につきまして、質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

議長（鬼塚猛清君） 日程第3、議第13号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。それでは1番について事務局より説明をお願い致します。

主任（松村康平君） ご覧いただく資料番号は、 、 です。1番について説明します。本渡町の申請人は貸駐車場とするため、本渡町の畑408㎡を転用したいというものです。既に駐車場とされているため始末書が添付されています。

資料 の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第3種農地となっています。以下、記載のとおりとなっており、基準に適合しています。以上です。

議長（鬼塚猛清君） 次に担当委員より説明をお願いします。

9番（鶴田雄士君） 9番、鶴田です。1番について説明致します。資料 の1ページと2ページに見取図と現地写真が載っておりますので、ご覧いただきたいと思います。この案件は昨年の農地パトロールにて無断転用が発覚し指摘したところ、本人も農地であることを知らなかったということで今回許可申請をされたわけでございます。場所は本渡町本渡にある山口橋の西側にあります。貸駐車場にしたいということでございます。別に問題はないと思いますので、よろしくご審議をお願い致します。

議長（鬼塚猛清君） ただ今説明がありました1番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可相当であると決定致します。

次に2番について事務局より説明をお願いします。

主任（松村康平君） 2番について説明します。楠浦町の申請人は個人住宅とするため、楠浦町の畑187㎡を転用したいというものです。既に宅地とされているため始末書が添付されています。

資料 の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっています。以下、記載のとおりとなっており、基準に適合しています。以上です。

議長（鬼塚猛清君） 次に担当委員より説明をお願いします。

1番（鬼塚猛清君） 1番、鬼塚です。2番について説明致します。資料 の4ページを見ていただきたいと思います。写真の申請地の左側の家ですが、5、6年前だったと思いますけれど転用申請されておったわけでございます。今度は庭と駐車場の転用があがっております。宅地転用申請当時、今回の農地も一緒に許可申請されていたと思っておりましたが、

申請されていませんでした。既に宅地とされており、始末書を提出してあります。申し訳ないということでした。周囲は写真のとおり住宅が並んでおります。なんら問題ないと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長(鬼塚猛清君) ただ今説明致しました2番の件につきまして、質疑はありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長(鬼塚猛清君) 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。
(異議なしの声あり)

議長(鬼塚猛清君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可相当であると決定致します。

次に3番について事務局より説明をお願いします。

主任(吉田直哉君) 3番について説明します。本町の申請人は駐車場とするため、本町の田123㎡を転用したいというものです。

資料の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております基準に適合しております。

議長(鬼塚猛清君) 次に担当委員より説明をお願いします。

18番(倉田喜一君) 18番、倉田です。3番について説明致します。申請地は本町下河内の北側にあります。写真は資料の5、6ページを見てもらいたいと思ひます。庭は写っておりませんが、庭は狭くて現在車は坂に置いてありました。子供さん達それぞれ車を一台ずつ持っているので、どうしても駐車場がほしいということです。入口の左べんに田んぼが5畝ちょっとあります。ここは現在キャベツとか高菜を作っていました。ここを道の高さまで埋めましてそこに車が5台入る駐車場を作ろうということでございます。周りの同意も取っておりますし、作物に対する影響はなんらないかと思ひます。よろしくご審議をお願い致します。

議長(鬼塚猛清君) ただ今説明がありました3番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長(鬼塚猛清君) 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。
(異議なしの声あり)

議長(鬼塚猛清君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可相当であると決定致します。

次に4番について事務局より説明をお願いします。

主任(吉田直哉君) 4番について説明します。五和町の申請人は個人住宅とするため、

五和町の畑 338 m²を転用したいというものです。

資料 の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております。以上です。

議長（鬼塚猛清君） 次に担当委員より説明をお願いします。

21番（山本隆久君） 21番、山本です。4番について説明致します。地図と写真は資料の7ページ、8ページに載っております。この案件は昨年10月か11月に農振除外の申請があがった物件で、農振農用地区域から除外されたということで今回申請があがっております。場所は天草市五和支所の南、本渡側になります。国道からちょこっと入ったところでございます。周囲には住宅も建っておりますし、なんら問題はないかと思っております。よろしくご審議をお願いします。

議長（鬼塚猛清君） ただ今説明がありました4番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可相当であると決定致します。

次に5番について事務局より説明をお願いします。

主査（寺澤大介君） 5番について説明します。有明町の申請人は植林し山林とするため、有明町の畑 1,310 m²を転用したいというものです。既に檜を植林しているため始末書が添付されています。

資料 の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております。基準に適合しています。以上です。

議長（鬼塚猛清君） 次に担当委員より説明をお願いします。

主査（寺澤大介君） 本日担当の元島委員が欠席でございますが、説明を預かっておりますので読ませていただきます。

「申請人が有明町の畑に植林したいという案件です。申請地は有明町下津浦の南に位置し、山林に囲まれた第2種農地です。申請人は高齢で後継者がおらず、今後畑として管理するのが困難なため山林として管理したいとのことです。土地利用計画の内容は、申請地に檜を400本植林し利用するものです。隣接農地の所有者から同意書もいただいており特に問題ないと思っておりますので、皆様のご審議をよろしくお願い致します。」

とのことでした。以上です。

議長（鬼塚猛清君） ただ今説明がありました5番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可相当であると決定致します。

次に6番について事務局より説明をお願いします。

主査（寺澤大介君） 6番について説明します。有明町の申請人は植林し山林とするため、有明町の畑647㎡を転用したいというものです。既に檜を植林しているため始末書が添付されています。

資料 の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております。基準に適合しています。以上です。

議長（鬼塚猛清君） 次に担当委員より説明をお願いします。

22番（浦上廣幸君） 22番、浦上です。6番について説明申し上げます。地図は資料 の11ページ、写真は12ページとなっております。先程事務局より説明がありました案件につきましては、支所の担当者と共に現地へ確認に行きましたところ、申請地には檜を植えてありました。夫婦2人とも70代後半ということでございまして、これからは農業をしきれない、また後継者もいないので今年の2月に檜を植えたということでございます。始末書と隣接所有者の同意書も取っております。周囲も山林でございますので、問題ないかと思えます。ご審議をよろしくお願い申し上げます。

議長（鬼塚猛清君） ただ今説明がありました6番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可相当であると決定致します。

次に7番について事務局より説明をお願いします。

主任（吉田直哉君） 7番について説明します。新和町の申請人は牛舎とするため、新和町の田593㎡を転用したいというものです。新設の牛舎は184㎡ですが、既存の牛舎の一部約45㎡が既に建築されているため、始末書が添付されています。

資料 の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております。以下、記載のとおりとなっております。

議長（鬼塚猛清君） 次に担当委員より説明をお願いします。

19番（川口直君） 19番、川口です。7番について説明致します。図面が資料 の13ページ、写真が14ページに載っております。場所は新和町中田の北に位置します。申請人は畜産農家であり、現在の牛舎が手狭になったため、新たに牛舎を建てられるそうです。現地を見に行きましたところ、子牛が通路に10頭ばかり飼っておりまして、人間も入れない状態でした。牛舎が現在建っておりますけれど、一部分が今回の申請地にかかっており始末書も添付しております。周りも自分の土地であり、迷惑掛けないと思いますのでよろしくご審議お願い致します。

議長（鬼塚猛清君） ただ今説明がありました7番の件につきまして、質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可相当であると決定致します。

議長（鬼塚猛清君） 日程第4、議第14号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。それでは1番について事務局より説明をお願い致します。

主査（寺澤大介君） お手元の資料の 、 、 をご覧ください。1番について説明します。古川町の譲受人は個人住宅を建築するため、亀場町の譲渡人外3名から古川町の畑304㎡を売買により取得し、転用したいというものです。

資料 の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第3種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております。以下、記載のとおりとなっております。

議長（鬼塚猛清君） 次に担当委員より説明をお願いします。

9番（鶴田雄士君） 9番、鶴田です。1番について説明致します。資料 の15、16ページに位置図、字図、写真が載っております。ご覧いただきたいと思います。譲受人の医療法人が現在古川町で産婦人科病院を運営されておりますけれど、ここの医師の住宅を建築したいという申請でございます。申請場所は古川町にある譲受人の病院の南東に位置します。給水は市水より、生活排水は公共下水道へ流されます。周辺は住宅地でございます。問題ないかと思っております。よろしく申し上げます。

議長（鬼塚猛清君） ただ今説明がありました1番の件につきまして、質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可相当であると決定致します。

次に2番について事務局より説明をお願い致します。

主任（松村康平君） 2番について説明します。古川町の譲受人は住宅とするため、五和町の譲渡人外3名より古川町の畑422.31㎡を売買により転用したいというものです。

別紙資料の農地法許可基準に照らした結果、立地条件は第3種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております。以上です。

議長（鬼塚猛清君） 次に担当委員より説明をお願いします。

9番（鶴田雄士君） 9番、鶴田です。2番について説明致します。この案件も先程の1番案件と同じ医療法人でございますけれど、医師の住宅として使いたいとの申請でございます。産婦人科医の不足のため産婦人科医の雇用が必要になり、医師のためにできるだけ病院の近くに居住用建物を建築したいと考えておりますとのことでした。場所は古川町にある譲受人の病院の西側に位置します。ここも住宅地でございますして、ここに2棟の住宅を建てたいという申請でございます。給水は市水より、生活排水は公共下水道へ流されます。特に問題はないかと思っておりますので、よろしくをお願いします。

議長（鬼塚猛清君） ただ今説明がありました2番の件につきまして、質疑はありませんか。

20番（原田康盛君） 20番、原田です。担当委員からの詳しい説明がありましたけれど、確認のため質問します。住宅の建築ということでございますけれど、南側に畑がありますけれど、畑に対して排水とか他に影響とかなかったですでしょうか。

議長（鬼塚猛清君） 鶴田委員、お願いします。

9番（鶴田雄士君） 9番、鶴田です。給水は市水より、生活排水は公共下水道です。また雨水については、道路側溝に流すということでございます。

議長（鬼塚猛清君） 原田委員、よろしいですか。

20番（原田康盛君） はい。

議長（鬼塚猛清君） 他に質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可相当であると決定致します。

次に3番について事務局より説明をお願い致します。

主任（吉田直哉君） 3番について説明します。栄町の譲受人はアパート及び通路とするため、千葉県野田市の譲渡人から川原町の畑 805 m²を売買により転用したいというものです。一部造成工事がなされているため、始末書が添付されております。

資料 の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第3種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております。基準に適合しております。

議長（鬼塚猛清君） 次に担当委員より説明をお願いします。

9番（鶴田雄士君） 9番、鶴田です。3番について説明致します。場所は川原町の南東になります。譲受人がアパートを建てたいという申請でございます。一部野菜を栽培されておりましたけれど、他の部分は既に造成されているので始末書が添付されています。また、給水は市水より、生活排水は公共下水道へ流されます。別に問題はないかと思っておりますので、よろしくをお願いします。

議長（鬼塚猛清君） ただ今説明がありました3番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可相当であると決定致します。

次に4番について事務局より説明をお願い致します。

主任（松村康平君） 4番について説明します。下浦町の借受人は住宅とするため、下浦町の貸渡人より下浦町の畑 756 m²を貸借により転用したいというものです。

別紙資料 の農地法許可基準に照らした結果、立地条件は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております。基準に適合しています。以上です。

議長（鬼塚猛清君） 次に担当委員より説明をお願いします。

11番（松岡健吾君） 11番、松岡です。4番について説明致します。貸渡人と借受人は親子関係でございます。借受人が今度天草に帰ってきて仕事をするということで、今まである家にあと1世帯住むとなると手狭になるので家を作りたいということです。場所は下

浦町の北西に位置しています。申請地の横には小さな港がありまして、周りはコンクリートのパラペットで畑は全然ありません。給水は市水より、生活排水は合併浄化槽で処理し、雨水は排水溝に流すということで区長の同意も得ており、特に問題ないかと思っておりますのでよろしく申し上げます。

議長（鬼塚猛清君） ただ今説明がありました4番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可相当であると決定致します。

次に5番について事務局より説明をお願い致します。

主査（寺澤大介君） 5番について説明します。倉岳町の譲受人は倉庫建築及び駐車場とするため、愛知県西春日井郡の譲渡人から倉岳町の畑211㎡を売買により取得し、転用したいというものです。既に倉庫が建築してあるため始末書が添付されています。

資料の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております。基準に適合しています。以上です。

議長（鬼塚猛清君） 次に担当委員より説明をお願いします。

20番（原田康盛君） 20番、原田です。農地法第5条第1項の規定による許可申請について、5番を説明致します。写真は資料の24ページ、地図は23ページをご覧ください。氏名は発表しませんので、審査資料をよく読んでください。譲受人は倉岳の宮田に在住しておられまして、ここは30何年か前に譲渡人と譲受人のお父さん達が同級生で、その頃無断転用で借りておられたそうです。北側に倉庫がありますけれど、これは漁具を入れるために10年前に作ったということでした。申し訳ないということでした。申請地の東側が個人宅となっております。皆さん方審議検討をよろしく申し上げます。

議長（鬼塚猛清君） ただ今説明がありました5番の件につきまして、質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可相当であると決定致します。

次に6番について事務局より説明をお願い致します。

主査（寺澤大介君） 6番について説明します。栖本町の譲受人は駐車場とするため、栖本町の譲渡人から栖本町の田1,134㎡を売買により取得し、転用したいというものです。既に駐車場として利用しているため始末書が添付されています。

資料の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は現在農用地区域内にある農地となっていますが、この農地は昨年5月総会で農用地区域からの除外申請を審議していただき、転用の見込みありと判断されたところであり、来月に農用地区域から除外される見通しです。除外後の農地区分は第1種農地で、原則として許可できないこととなっていますが、農地法運用の第2の1のイの（イ）のcの（d）にあります「住宅その他申請地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当し、許可できることとなっています。以下、記載のとおりとなっており、基準に適合しています。以上です。

議長（鬼塚猛清君） 次に担当委員より説明をお願いします。

33番（宮崎義一君） 33番、宮崎です。6番について説明致します。この案件は事務局説明のとおり、昨年農振農用地区域からの除外の審議をしております。その際、保育園の駐車場としたいということで説明をしたつもりでございます。申請面積が広いと思われるでしょうが、譲受人が経営する保育園の駐車場でございます。登園は、ほぼ同時間帯に利用され混雑しますので、これ位の広さは必要と私は思っていました。審議をよろしくお願いします。

議長（鬼塚猛清君） ただ今説明がありました6番の件につきまして、質疑はございますか。

20番（原田康盛君） 20番、原田です。宮崎委員からの詳しい説明がありましたけれど、確認したいと思います。反別が1反2畝ですかね。あまりにも広い反別で駐車場ということで、保育園の駐車場にこれだけの広い面積がいるのか、園児が何人いるのか判りませんが、東側に田がありますけれど、この田に排水とか影響はなかったでしょうか。その説明をお願いします。

議長（鬼塚猛清君） ただいまの原田委員の質問に対して、宮崎委員、よろしく申し上げます。

33番（宮崎義一君） 排水問題ですが、これは田の所有者からの同意は取ってあります。排水は保育園の前が排水路でありまして、そこに流すようにしてあるのを確認しております。

議長（鬼塚猛清君） 原田委員、よろしいでしょうか。

20 番（原田康盛君） はい。

議長（鬼塚猛清君） ほかに質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可相当であると決定致します。

次に 7 番について事務局より説明をお願い致します。

主任（吉田直哉君） 7 番について説明します。新和町の譲受人は駐車場とするため、熊本市の譲渡人から新和町の田 152 m²を贈与により転用したいというものです。

資料 の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第 2 種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております。以上です。

議長（鬼塚猛清君） 次に担当委員より説明をお願い致します。

19 番（川口直君） 19 番、川口です。7 番について説明致します。地図と写真は資料 の 27 ページと 28 ページを見ていただきたいと思います。場所は新和町の中田港から数キロ北のところがございます。昨年の 11 月に農振農用地区域からの除外申請がありまして、今回の転用申請に至っております。申請地は自治区の公民館の前になりまして、周囲に農地はありませんし、問題ないと思います。よろしくお願ひしときます。

議長（鬼塚猛清君） ただ今説明がありました 7 番の件につきまして、質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可相当であると決定致します。

次に 8 番について事務局より説明をお願いします。

主任（吉田直哉君） 8 番について説明します。河浦町の譲受人は飼料置場及び通路、駐車場とするため、熊本市の譲渡人から河浦町の田 595 m²を売買により転用したいというものです。既に駐車場等で使用しているため始末書が添付されております。

資料 の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第 2 種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております。

議長（鬼塚猛清君） 次に担当委員より説明をお願いします。

32番（落合正實君） 32番、落合です。8番について説明致します。資料の29ページ下の図面をご覧いただきたいと思います。申請地に隣接して宅地がありますが、ここは譲渡人の実家がございます、以前両親と兄が住んでおられましたけれど既に亡くなられて10数年空き家のままになっております。この宅地の周りに譲渡人の農地が広がっておりまして、現在譲受人が耕作をされております。譲渡人が熊本に家を作ったため、天草には帰らないので、家から農地までひっくり返して買ってくれないかと相談されていたところ、一町田の中心からかなり離れた集落に住んでおられた譲受人が、たまたま一町田の中心に宅地を探しておられたということで、上手い具合に話がまとまったそうです。先月、農地については3条申請がされ許可されております。譲受人の両親が牛を飼っておられまして、申請地に飼料置場や駐車場として利用したいということで、なんら問題ないかと思います。よろしく申し上げます。

議長（鬼塚猛清君） ただ今説明がありました8番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可相当であると決定致します。

議長（鬼塚猛清君） それでは、日程第5、議第15号、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についてを議題といたします。事務局より一括説明をお願い致します。

主任（吉田直哉君） 議第15号について説明します。1番の楠浦町の申請人ほか利用権の新規設定の計画が47件、転貸の計画が9件の合計56件で、総面積は92,401㎡となっております。

以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人又は農業生産法人であり、本市の農業経営の基盤強化の促進に関する基本的な構想の第4の1の(1)の アに掲げる要件である、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、等各要件を満たしております。

また、農業生産法人以外の法人に対する利用権の設定は、本市の基本的な構想の第4の1の(1)の ア及び に掲げる要件を満たしております。

議長（鬼塚猛清君） 事務局から説明がありましたが、各担当委員より補足説明はありま

せんか。

(なしとの声あり)

議長(鬼塚猛清君) それではただいま説明がありました1番から56番までの件について質疑はございませんか。

(質疑なしの声あり)

議長(鬼塚猛清君) 質疑がなければ、本件につきましてご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(鬼塚猛清君) ご異議がありませんので、56件については、計画のとおり決定致します。

議長(鬼塚猛清君) それでは日程第6、報告事項について事務局より報告をお願いします。

主査(寺澤大介君) ご覧いただく資料は資料の最後の2ページになります。農地利用・形状変更届は1件あり、新和町の畑に盛土し、菜の花を栽培するというものです。許可不要転用届の4条関係はありません。5条関係は1件あり、河浦町の畑に無線基地局を設置するというものです。以上です。

これで、本日提案されました案件の審議を全て終了致しました。

これをもちまして、平成24年天草市農業委員会第3回総会を閉会致します。

午後3時00分

閉会

天草市農業委員会総会会議規則第17条第2項の規定により署名する。

会 長 鬼塚猛清

署名委員 川原昭雄

署名委員 前田達也